パッケージ型消火設備に係る運用基準及び指導指針

鳥取県西部広域行政管理組合消防局

施行　令和８年 10 月 23 日

第１　消防長又は消防署長の認める場所について

消防用設備等の技術基準(全国消防長会中国支部編)の第９次改訂版の第２の４　パッケージ型消火設備の技術基準　１　設置要件に掲げる「消防長又は消防署長の認める場所」とは、以下のいずれにも該当する場所とする。

①建築基準法上の排煙設備が設置されているもので、次のいずれかの措置を講じたもの

・自動火災報知設備の感知器との連動により排煙口が開放されるもの

・パッケージ消火設備の設置場所付近に手動開放装置が設置されたもの

②初期消火に失敗した際に、避難上有効な開口を容易に見通すことができ、かつ避難に支障がないもの

なお、避難安全検証法で排煙設備が免除となるもの及び店舗等で収容物が多量にあり、出火した際に容易に消火することが困難であると認められる場合は、屋内消火栓設備を設置するよう指導すること。